

④土木施工管理基準によると「ひび割れ調査」や「テストハンマーによる強度推定調査」は、小規模コンクリート構造物は対象となっていませんが、完成検査等で提出を求められたことがあります。検査で調査を求められた場合、「管理基準対象外のため実施していません。」と返答してもよろしいでしょうか。

2 工事の設計・積算、発注関係について（主に発注事務所）

①危険工事の事例ですが、図のような地山掘削（斜線）は現実には不可能です。

- ・H鋼を打ち込み鉄板を当てて土留にする。
- ・下水の掘削に使うパネルを使用する。
- ・大型土のうを設置する。

など、各社費用持ち出しで自主的に安全な工法に変更しています。仮設費のお願いをしても「これまでも我慢してもらっています。費用は見られません。」との回答です。事故があった場合の重大さを申しても「責任施工でやってもらっていますので私は関係ありません。」との返答です。

り、逆に長いと言われるときもある。すべての資料を見ることのできない場合でも、主なポイントは抑えて行っているのも理解願いたい。

(17:23)

④本年度の公告工事より、重要構造物以外のテストハンマーによる品質管理は不要となりました。なお、検査時にはテストハンマーでのコンクリート強度などを確認することがあるので了承いただきたい。「管理基準対象外のため実施していません。」と回答していただいてよいです。また、テストハンマーについては、仕様書に記載があれば実施してください。

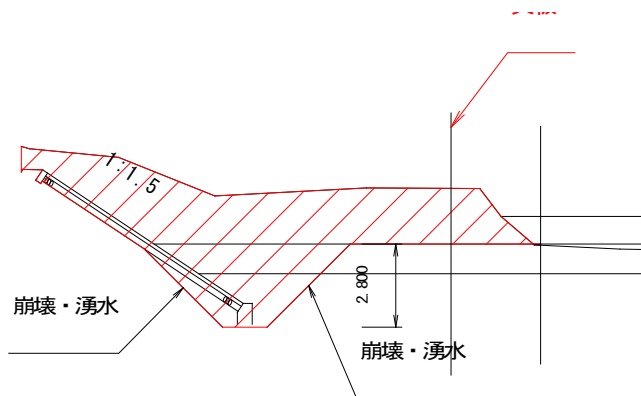
また、管理基準とは別に、コンクリートの品質向上を目的として工事検査課では、ひび割れ調査(重点検査)をH21年より実施しています。これは構造物の規模に関係なく行っています。

これから品質向上のためにご協力をお願いします。

(20:50)

①昔はすべての仮設について指定をしていたが、平成初め頃から役所が決めた工法がすべてではないと、現場をよく知っている業者の方が特化しているだろうということで任意仮設という概念が出てきました。任意仮設というのは役所の図面はあくまでも参考図であって、設計額を決めるためのものである。特記仕様書上、第三者に関係があるものについては指定をし、指定のマークを付けたり、特記仕様書に指定と記載している。それ以外については受注者の方で安全なようにしていただくということです。安全かどうかの判断は業者によって異なるため、任意仮設については原則変更ができないと

これでは、非常に危険な作業をやっているとの認識が全くないのでないかと疑います。改善をお願いします。



【補足説明】

実際に現場を見て判断していただきたい。指定された工法で行えば事故につながる可能性がある時がある。また監督員としても認識が薄く、変更に応じられないといわれる。今までもそうだか業者が負担することになる。打ち合わせを行っていただき対応いただきたい。

(25 : 53)

入札前にわからないこともある。それを企業努力で今までやってきた。事情を理解していただき是非対応をお願いしたい。

②供用中の道路における補修工事などについては、工事制約に関する事項（交通規制、作業時間帯の制約、路面解放における制約など）について事前に所轄警察と打合せされている場合には、公告時の特記仕様書に詳細を記載できないでしょうか。

ということで平成 10 年頃からルール化されています。任意架設の部分については著しい現場の変動がない限り変更できないということで全国統一事項となりました。入札時に仮設の費用を見込んで入札いただいているとのことから変更はできないとしている。詳しくは近畿地方整備局のホームページにて設計変更ガイドラインをご確認下さい。

http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/doboku2008/pdf/h200331_1.pdf

また、「私は関係ありません。」という回答は無責任です。

(25 : 22)

任意仮設部分についての変更は原則的にできないことになっているので、入札前に質問をしていただきたい。発注後に起こる現場の著しい変動については監督職員だけでは判断できない。変更するためには、資料を準備しそれを証明しなければならない。土木事務所の所長・次長を交えた設計変更審査会を設けているので、大きな変動が出た場合には協議をしてほしい旨を伝えてほしい。

(34 : 24)

②特記仕様書に記載しています。未協議の場合もその旨記載しています。こちらから示さないといけない事項・制約については発注者として必ず事前に知らせて入札に参加してもらわないといけない。この件についてはもつてのほかである。土木管理課より文書で通知し

【補足説明】

受注後に規制時間帯や作業の制約などがわかり、工法についても後付される場合がある。事前に特記仕様書に明記していただきたい。

- ③土木工事においては、高炉セメント B 種の使用が原則となっていますが、冬期施工における品質の確保や養生日数が過大となり品質工程面で難しい現場があると思います。また、養生面でのコストもかかりますので、そのような現場においては、普通セメント等への変更を対応していただけないでしょうか。

徹底したい。

(36 : 14)

- ③土木構造物において、もともと高炉セメント B 種を使用しているのは、普通セメントではアルカリシリカ反応(ASR)が抑えられないためであり、耐久性に問題があるということで、長年使用する土木構造物には適していないとしている。品質の面からも高炉セメント B としている。普通セメントは通常の 24N くらいまでについては変更できない。また、冬期施工で寒中コンクリートを使用したときに温度を上げるための特殊養生に掛かった費用については、監督職員に設計変更の請求してください。認められない時には土木管理課の方へ申し出てください。

(39 : 04)

高炉セメントと同等以上のフライアッシュコンクリート、北陸電力の通常火力で出てくるフライアッシュのセメントを混和材としたもので、高炉セメントよりもアルカリシリカ反応(ASR)抑制力が高いと実証されました。高炉セメントと普通セメントとの中間の初期強度が出るということで、高炉セメントからフライアッシュセメントへの変更は認められています。

詳しくは土木管理課のホームページに記載されています。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/flyash.html>

なお、フライアッシュセメントを使用することが変更の対象ではなく、フライアッシュセメントを使って特殊養生、練炭養生等を行った場合に変更でみてもらうことは可能である。

(42 : 40)

④設計違算の対応について、以前、違算（資材単価が一桁少なかった）がわかり変更をお願いしたところ「この金額で契約しているのですから変更はしない。」と言われました。その単価で押し通すことになり「違算分はそのまま減額します。」と言うことと同じですが、いかがでしょうか。

【補足説明】

防護柵の資材で、¥10,000 のものが¥1,000 と一桁少なかったことがわかり変更の申し出をしたが、聞き入れてもらえない。間違っていたのなら減額しますと言われるが、理屈に合わない。

⑤工事によっては、受注した段階でも、現場内に電柱などの公共の支障物件があり、その移設協議がまったく行われていないことがあります。受注後に移設協議を行うため申請し移設が行われるまでに3ヶ月程度を要する事などがよくあります。更に、用地買収、自然公園法の申請などを含めると半年程度かかってもおかしくありません。その間、支障物の影響範囲外で施工出来れば良いのですが、そうでない場合があります。施工が出来ない場合に配置技術者は拘束され、経費だけ費やす待機状態になります。そのような状態にならないために、明らかに支障物がある場合には、発注までに移設協議・移設作業を行い、受注時には現場をスムーズに進められるよう早め早めの対応をお願いします。また、それが出来なかった場合には、工事中止期間を設けるなどの対応をお願いします。

⑥交通誘導員を計上する場合、発注の段階で配置、人数、日数等を詳細に明示し設計計上できないでしょうか。発注後の事前調査で増員が必要と

④その通りです。こちらが違算したので減額するというのは理屈では通らないと思います。ただ、逆のこのパターンについては変更が難しい。入札後の変更は難しい。しかし、発注者側が過大に積算をしていて、変更で落とすということがあった場合には、業者として認める必要はありません。土木管理課の方へ報告してください。違算があること事態が問題なのですが、お互いに合意の上ならば減額もあるのかなと思います。原則、単価を上げることもダメだし、数量等を減らすこともダメである。ただし契約書にある数字と図面が違っていた場合に、契約の数字を半分に減らすということは、契約事項になるので、その場合には変更になるかもしれない。

(50 : 30)

⑤入札公告時にきちんと記載しておかないといけない事項である。今年度7月15日の積算改訂から工事の一時中止の増加費用について、昨年度より20%もの割増になったのと、主任技術者が常駐しなければいけないのでその分の費用を加算するような積算基準ができたところです。遠慮なく工事の一時中止の請求をしてください。発注者側としても対応するように職員に対して周知しています。受注者側の当然の権利ですので、速やかに請求してください。

(54 : 40)

⑥交通誘導員についてのルールに福井県として統一した事項はなく、どこまでが任意なのか、指定なのかと決まったものはありません。

なった場合、商店・工場付近など増員が必要となる場合、また、交差点で増員となる場合などが生じて、変更時に承認されない場合があります。

【補足説明】

数量計算書の架設の欄に、舗装や構造物または、躯体構造物などに細かく計上しておいてくれば、例えば発注段階で10人抜けます。最終的には、工場や商店街があり20人ほどになったが、設計では10人しかみていないことが多々ある。安全に施工するためにも変更時の対応と受注者が対応しやすいように、詳細な内容の記載をお願いしたい。

3 工事の施工段階における事項について（主に発注事務所）

①重要構造物工事については、施工業者の設計管理後に内容確認等を行うため、「発注者・設計者・施工業者の三者協議の場」を設けていただきたい。地盤工事では行っています。

交通誘導員の計上の仕方および、どのような変更ができるのかを他府県の事例を調べながら方向性を検討したい。

(57 : 40)

①土木工事においては、平成23年7月から三者会議を国土交通省に準じて福井県の要綱を作成し試行的に行っています。例えば橋梁の完工や重要構造物、またはトンネル等で1年以上かかる長期的な工事では、地域特性・地盤特性等で三者会議を設けております。

(1)重要構造物で6か月以上の工事または1年以上の長期工事

(2)新技術・新工法を採用した工事

(3)地盤などの特殊性のある工事

については三者会議を設けるよう、各土木事務所へ指導をしています。また、土木管理課のホームページに「三者会議試行要領」を掲載しておりますので確認いただき、監督職員へ申し出てください。

http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/3shakaigi_d/fil/001.pdf

また、農林部の方へも参考送付していますので、必要であれば、農村整備課の方に申し出てください

(1 : 02 : 10)

②発注後の変更で追加工事の指示があった場合、追加金額も同時に提示していただくべきと思いますが、これまで提示されたことはありません。以前、「言う必要がない。」と言われ、結局、変更設計では計上されなかった経緯があります。これでは詐欺同様と言える行為ではないでしょうか。

4 入札・契約手続き、設計単価等について（主に土木管理課）

①工事受注後に資材・労務費の市場単価が高騰し、設計との単価差が大きく発生し単品スライドにて対応出来ない状況となった場合には、項目単価の見直し変更等を検討していただきたい。

【事務局】

単品スライドが適用された案件をあまり知らない。

② 施工承諾、承諾行為あるいは設計変更の対象かということ打ち合わせ簿に明記するよう指導はきちんと行っていますが、その事項がなかったことかもしれないので、引き続き監督職員に対し、徹底指導を行っていきたいと思います。追加金額の概算について「言う必要がない。」と言われた場合には、次長や所長に言っていただきたい。また、金額についてもきちんと伝えるように指導をしています。概算の金額について、受注者として聞く権利がありますので、打ち合わせ簿に明記し、トラブルにならないようにその場で取り交わしていただきたい。

(1 : 04 : 45)

① スライドには3つあります。(1)1年経過した場合に残った工事について資材や労務費すべてを見直す全体正誤 (2)一つの品目について、購入金額が急に上がり、当初の設計単価より高くなり、契約金額の1%を超えた部分について適用される単品スライド条項 (3)インフレスライドが今年2月から新しく施行された。労務単価が福井県で平均6%上がった時に、残った工事について労務単価の見直しをかけ変更するという3つを福井県では行っています。詳しくは土木管理課ホームページを確認ください。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/slide.html>

昨年、南越地区の生コンが上がったことで、土木農林では28件が対象となり変更されている。今年の福井地区で7月1日より物価版で¥2,000ほど上がっているの単品スライドの対象になる。ただ、建築系は工事に対する生コンの割合が少ないので、対象にならない場合があります。スライドの請求は積極的にしていただ

【事務局】

ガソリンも上がってきていますが、対象になるのでしょうか。

②入札参加資格（配置予定技術者の条件）について、事後審査型の入札条件においては配置予定技術者の資格が求められています。監理技術者等にあつては、「元請の監理技術者等としての経験を有していること、現場代理人もしくは現場常駐担当技術者としての経験可」と記載されています。しかし、現場代理人の経験では評価基準表によると配点は0点であり、これではいつまでたっても監理技術者等の世代交代もできず、落札も難しくなります。

現場代理人は現場を経験するだけで、いつまでたっても監理技術者等にはなれません。少しでも配点を付けるとか、同工種で現場代理人を数回経験したら監理技術者と同等の配点が付くといった配慮はできないのでしょうか。

【その他】

情報公開制度について、土木事務所の設計書で金額が全部入ったものを見せてもらえると聞き、土木事務所に情報公開請求の手続き方法を聞いたところ、県庁の県民相談室へ案内された。しかし、申請用紙は土木事務所にあることが後からわかった。また、工事の担当者から連絡があり、「情報公開を求めてどうする。」と言われ、情報公開を妨害された。

(1 : 19 : 42)

建設技術公社の管理で、例えば道路工事で工法が多く段階確認の多い物

き、適用になるか否かは土木事務所のほうから回答します。

軽油やガソリンについても単品スライドの対象となるが、全体の工事費に占める割合が少ないので、1%を超えないのが実状です。

(1 : 11 : 50)

② 福井県独自の担当技術者制度を平成 23 年 7 月より設けています。ある実績を持ったベテランの監理技術者や主任技術者がいて、その下で担当技術者として常駐し、若手の 40 歳以下で土木などの 1 級国家資格を持った若手技術者が、ベテラン技術者の下で常駐すると、次の入札時に若手技術者は監理技術者と同等と見なして、入札参加ができ、加点の対象となる制度です。現場代理人を配置する際は、若手の 1 級土木施工管理技士資格保有者を配置し、福井県の担当技術者として申請し、ぜひ活用してください。

(1 : 15 : 48)

PPI(入札情報システム)に大まかな金額入りの設計書が出ている。また、情報公開請求について、毎年何十件と受けて回答しています。情報公開請求は県民の権利です。土木事務所の対応に問題があったように思いますので、今後このようなことがないように指導します。

(1 : 21 : 35)

建設技術公社は契約金額に応じて回数を想定し、契約をしているのが

件については、二十数回の回数設定をされるが、砂防工事では発注金額で回数設定をされ、本堤工工事のみの工事ですと 7~8 回でワンサイクルすべて見てもらえる。材料確認、品質管理、型枠検査、打設確認等の回数が二十数回あるとのことで、逆に現場のほうの確認のためにせかされてしまう。回数は工事によって変えられないものなのか。

実状です。ですが、変更することは問題ないので、土木管理課より建設技術公社へ回数に縛られることがないように言うておきます。

(1 : 23 : 10)

6 月より「元請下請関係適正化指導要綱」が始まりました。疑問に思うことがあれば、必ず入札前に質問書で質問してください。